

前払式支払手段の払戻しに関するお知らせ

2018年10月1日

シャディ株式会社

2003年11月まで発行しておりました有効期限の定めのない「シャディカタログギフト券」及び、1996年10月まで発行しておりました「シャディ商品券（500円券）」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを致します。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
シャディ株式会社
2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類
2003年11月までに弊社が発行した有効期限の定めのないシャディカタログギフト券
カタログギフト名：アズユーライク
1996年10月までに弊社が発行したシャディ商品券（500円券）
3. 払戻し申出期間
2018年10月1日（月曜日）から2018年11月30日（金曜日）まで（当日消印有効）
※この申出期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除外されます。
4. 払戻し申出の方法
払戻しの際に必要な銀行口座の情報をご準備の上、下段に記載している問合せ先（シャディ株式会社お客様センター）まで、予めご連絡をお願い致します。
その後、お手元の未使用の「シャディカタログギフト券」若しくは「シャディ商品券（500円券）」を問合せ先まで、ご郵送いただきますようお願い致します。
5. 払戻しの方法
ご郵送いただいた未使用の「シャディカタログギフト券」若しくは「シャディ商品券（500円券）」の券面金額を、銀行振込致します。ご郵送いただいた際の郵送料及び振込手数料についても弊社が負担致します。
なお、多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、払戻しまでに1ヶ月程度の時間を頂く場合がございます。
※取扱店の店頭での払戻しは一切いたしておりませんので、ご注意ください。
6. 払戻しの対象とならない「シャディカタログギフト券」及び「シャディ商品券（500円券）」
 - ① 使用済みの場合
 - ② 払戻し対象でない券（有効期限の定めのある券）の場合
 - ③ 偽造または変造されている場合
 - ④ 盗難された券である場合
 - ⑤ 券面が破損により証票番号の照合ができない場合
 - ⑥ 券面の3分の1以上が滅失している場合
 - ⑦ その他、「払戻し方法」に不備がある場合
7. 払戻しに関するお申出先（ご郵送先）及び問合せ先
シャディ株式会社 お客様センター
〒580-8601 大阪府松原市松ヶ丘4丁目20番12号
電話番号：0120-381-020 ※9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

以上